

2019年7月11日

日米におけるデリバティブ執行施設の  
同等性に関する CFTC・金融庁による共同声明

ワシントン DC, 東京 - 商品先物取引委員会(CFTC)は、本日、日本の金融庁が規制するデリバティブ執行施設(電子取引基盤)をスワップ執行施設(swap execution facilities:SEF)として CFTC に登録する義務を免除する Order of Exemption(登録免除命令)を発出したことを公表した。

同時に金融庁は、電子店頭デリバティブ取引等業の許可を受けようとする CFTC 登録下のデリバティブ執行施設については、それが CFTC の規制監督下にあることを前提として、電子店頭デリバティブ取引等許可業者に関する手続きを速やかに行うことを表明した。

金融庁の遠藤俊英長官は、「CFTCによる金融庁登録下の電子取引基盤運業者への登録免除命令の公表を歓迎したい。このようなポジティブな結果が得られたことについて、ジャンカルロ委員長と CFTC のスタッフに対して感謝の意を示したい。CFTC の登録免除命令の公表に対して当庁としても、本邦で許可申請をする米国デリバティブ執行施設が CFTC による規制・監督に服していることを前提に許可手続きを速やかに進める意図があることを表明したい。先月公表された G20 大阪サミットにて、『市場の分断についての取組みを歓迎し、その意図せざる、悪影響に対して、規制・監督上の協力等により対処する。』との首脳宣言がなされた。我々は、各国規制・監督当局との協力の強化を継続していきたい。」と述べた。

CFTC のジャンカルロ委員長は、「こうした積極的な決定を実現したことに対して、金融庁の遠藤長官に感謝。このような依拠(deference)は、金融市場参加者の国境を越えた活動を支援するだけでなく、市場の分断、保護主義、規制裁定行為への対処に資する。今日の市場のグローバル化は、規制当局が国境を越えて協調して成長とイノベーションを促進し、同時にグローバル市場の金融安定を支えることを必要としている。」と述べた。

米国商品取引所法(CEA)セクション 5h(g)は、デリバティブ執行施設が、証券取引委員会(SEC)、健全性当局(PR)または当該施設が所在する国の適切な政府当局の下、米国と同等かつ包括的な監督および規制に服していると統合的に見て判断される場合、CFTC に SEF 登録要件の免除を認める権限を与えている。セクション 5h(g)に基づき SEF 登録の免除を認められた日本の電子取引基盤運営業者は、登録免除命令に列挙されているとおり、CEA セクション 2(h)(8)に基づく取引執行義務を遵守するためにスワップ取引者が使用することができるとともに、取引執行義務の対象とならないスワップ取引にも使用することができる。なお、この発表以前に、CFTC は、欧州連合およびシンガポールを拠点とするデリバティブ執行施設を SEF 登録要件から免除するために、上記 CEA セクション 5h(g)の権限を行使している。

金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)(以下「金商法」という。)第 60 条の 14 は、金融庁の許可を得て、特定の外国デリバティブ執行施設が電子店頭デリバティブ取引等許可業者として認められる旨規定している。

日本の法令枠組み上、電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、海外当局の監督下にあることを踏まえ、実質的に国内で求められるものと同等の業務運営がなされていると認められる場合には、具体的な業務運営の方法は問わないこととされている。

金融庁は、電子店頭デリバティブ取引等業の許可を受けようとする CFTC 登録下のデリバティブ執行施設については、CFTC の規制監督下にあることを前提として、許可手続きを速やかに行う。

電子店頭デリバティブ取引等業務の許可を得た SEF は、日本法に基づき特定の者が金商法第 40 条の 7 の適用を受けるデリバティブ取引(日本において取引執行義務がかかる取引)を執行するために使用することができる。またそれらは日本の取引執行義務がかからない取引においても、関連する金商法の要件を満たすことにより使用することができる。

CFTC スタッフと金融庁スタッフは、デリバティブ執行施設が CFTC の法律及び規則に基づく同等性基準を満たしているかどうかを判断する目的で、金融庁規制下の ETP に関する情報を収集し、分析するため、相互に積極的に協力した。

CFTC スタッフによって実施された同等性評価は、アウトカムベースのアプローチに従って行われたものであり、これは、評価されている規制の枠組みが、同等な規制上の効果を達成している場合には、互いの規制上の要件が同一である必要はない。金融庁は CFTC が規制する一定のデリバティブ執行施設については、それが CFTC の規制監督下にあることを前提として、電子店頭デリバティブ取引等許可業者に関する手続きを速やかに行う。このようなアプローチは、デリバティブ執行施設の分野における CFTC 及び金融庁の長年の国境を越えた規制の依拠の概念と整合的であり、他の法域から選択的に追加の規制を課される恐れを排除し、市場参加者が一つの法域の包括的な規制等に依拠することができることを確保する。

本日発表された命令は、金融庁登録下の電子取引基盤運営業者に SEF の登録を免除するものであり、CEA 及び CFTC の規則に基づく他の要件に影響を及ぼすものではない。CFTC は、特に、今回の適用除外命令における一定の継続的要件のさらなる詳細については、取引関係者が協議すべきであることを強調する。同様に、CFTC に登録された SEF に対する電子店頭デリバティブ等業務の許可は、金商法及び他の関連規則に基づく他の要件に影響を及ぼすものではない。

(以上)